

千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付要綱

令和4年3月31日

保健福祉部長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における障害福祉サービス等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。))第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第18項に規定する相談支援並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同条第7項に規定する障害児相談支援及び同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)に係る人材の確保と職場への定着に資するための補助金を交付することに関し、千歳市補助金等交付規則(昭和58年千歳市規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市は、障害福祉サービス事業者等(総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者並びに同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の設置者をいう。以下この項において同じ。)の指定に係る事業所又は施設であって本市の区域内に所在するもの(以下「障害福祉事業所等」という。)において障害福祉サービス等に従事する従業者のうち当該障害福祉サービス事業者等が雇用するもの(以下「障害福祉職員等」という。)が、第1号から第5号までに掲げる研修(以下「研修」という。)を修了した場合において、その受講料を障害福祉サービス事業者等が負担したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その申請により、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 相談支援従事者初任者研修

(2) サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の基礎研修

(3) サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の実践研修

(4) サービス管理責任者又は児童発達支援管理者向けの相談支援従事者研修

(5) 行動援護従業者養成研修

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 次条第1項に掲げる費用の全部又は一部について、市が実施する他の制度に基づく補助金、助成金その他の金銭の給付を受けている場合

(2) 千歳市暴力団排除条例（平成 26 年千歳市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団関係事業者

(3) 総合支援法第 48 条第 1 項又は児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定による報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員による質問若しくは検査により、改善すべき事項について指導を受けた場合において、その改善に係る措置を講じた旨の報告書の提出及び権限を有する行政機関による当該措置についての確認が完了していない者

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、研修を受講する障害福祉職員等（以下「対象従業者」という。）1 人につき、前条第 1 項各号の研修の受講料（会場までの交通費等の諸費用は除く）の金額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 国、地方公共団体（本市を除く。）、その他の機関から第 1 項に掲げる費用に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、費用の額から当該給付を受けた額を控除する。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、研修の受講を修了するまでに、千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 研修の受講決定通知の写し

(2) 前条第 1 項に掲げる受講料の額を明らかにする書類

(3) 対象従業者が申請者と雇用関係にあることを確認することができる書類

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 障害福祉サービス事業者等は、一会計年度（市の会計年度をいう。以下同じ。）においては、障害福祉事業所等ごとに 1 人の対象従業者に限り、第 1 項の規定による申請をすることができる。ただし、特段の必要性が認められる場合にはこの限りでない。

3 第 1 項の規定による申請は、一会計年度においては、第 2 条第 1 項各号に掲げる研修のうちいずれか 1 件に限り、行うことができる。ただし、同条第 2 号と第 4 号の研修に関しては、一会計年度においても重ねて申請することができる。

（実績報告）

第 5 条 交付決定に係る通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象従業者が交付決定に係る研修を修了したことを証する書面の写し

(2) 研修の実施に関する事務を行う機関が当該対象従業者又は当該補助事業者に宛てて発行した領収証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(対象従業者の勤務の状況に関する報告)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過した日における対象従業者の勤務の状況について、同日から起算して30日以内に、千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金対象従業者報告書により、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過する日以前に対象従業者が障害福祉事業所等を退職したとき(死亡した場合又は引き続き本市の区域内に所在する他の障害福祉事業所等において障害福祉サービス等に従事している場合を除く。)

(4) 障害福祉事業所等がその事業を廃止し、又は中止し、その他補助事業を実施することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 第2条第2項第3号に掲げる者に該当することとなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

2 前項の場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月2日市長決裁(障がい者支援課長専決))

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日市長決裁(保健福祉部長専決))

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日市長決裁(保健福祉部長専決))

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。